

神奈川県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定（令和3年神奈川県公安委員会告示第4号）は、廃止する。

令和6年6月1日

神奈川県公安委員会

委員長 規 矩 大 義

| 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 所在地 | 診断の対象者の区分 | 指定年月日 | 指定期間満了年月日 |
|---------|---------------------|-------------------------|---|----------|-----------|
| 斎藤庸男 | さいとうクリニック | 横浜市神奈川区反町3丁目22番地4 | 1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（2に定める病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者 | 令和6年6月1日 | 令和9年5月31日 |
| 原 恵 子 | 原クリニック | 横浜市南区浦舟町1丁目1番地メディカル浦舟7F | 同 | 同 | 同 |
| 日 野 博 昭 | 特定医療法人社団鵬友会横浜ほうゆう病院 | 横浜市旭区金が谷644番地1 | 1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いの | 同 | 同 |

| | | | | | |
|-------|-----------------------|--------------------------|--|---|---|
| | | | ある者 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者 | | |
| 勝瀬 大海 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 新井 深 | 同 | 同 | 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 | 同 | 同 |
| 宮崎 秀仁 | 同 | 同 | 1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者 | 同 | 同 |
| 竹林 裕直 | 医療法人社 団正慶会栗 田病院 | 川崎市幸区 小倉2丁目 30番13号 | 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|-------|------------------|----------------|---|---|---|
| | | | 者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 | | |
| 猪狩 温 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 西原 明弘 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 山崎 広嗣 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 藤井 潤 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 園田 真樹 | 公立大学法人横浜市立大学附属病院 | 横浜市金沢区福浦3丁目9番地 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者 | 同 | 同 |